

琉球大学学術リポジトリ

日米安保改定の序曲：対立と混乱

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 我部, 政明, Gabe, Masaaki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/378

日米安保改定の序曲
― 対立と混乱 ―

- (I) 問題視角
- (II) 対立から模索
- (III) 米政府内の検討
- (IV) 不安定な関係

我部政明

(I) 問題視角

二

米国の首都・ワシントンD.C.からポトマック川を隔てたバージニア州アーリントンにあるペンタゴン（国防総省）で、一九六二年三月二十三日、国務省と軍部を代表するJCS（統合参謀本部）との間で合同の会議が開催された。その会議の五つの議題のなかのひとつに、JCSの提案による「日本への核兵器の分散配備」が取り上げられていた。その目的は、当時の日米関係を維持しながら、実際に核兵器を日本へ配備する方法について軍部が、国務省の了解を得ることであった。

この国務・JCS会議に先立ち、この議題のために準備された三月二十二日付けの国務省の文書がある。⁽¹⁾これは、国務省内で対日政策を管轄する極東問題担当のエドワード・E・ライス国務次官補代理からC・アレクシス・ジョンソン国務次官代理（政治問題担当）とジェフリー・C・キッチン国務次官補代理（政治・軍事問題担当）に宛てた文書である。なぜ、この二人（ジョンソン次官代理とキッチン次官補代理）が登場するのか。

キッチン国務次官補代理は、国務省内において国防省やJCSとの関係の直接担当者であった。また、彼の上司にあたるジョンソン国務次官代理は、軍事を含む政治問題担当として実務レベルでの国務省の実質的な代表者であった。つまり一連の国務・JCS会議における国務省を代表する人物がこの二人というわけである。

この文書は、国務・JCS会議における、日本での核兵器の貯蔵・配備に関するこれまでの経過、国務省のとるべき立場、そして会議の場での具体的対応策について簡潔にまとめた内容となっている。

「国防総省は、日本における米空軍の反撃能力を緊急に高めるために必要な核兵器の日本における貯蔵を長い間にわたって希望してきた。しかしながら、日本における反軍事とりわけ反核の感情が根強いいため、核兵器の

貯蔵は政治的に非現実のものとなり続けている。核兵器の貯蔵について日本側の同意を性急に求めたり、あるいは核兵器を日本に持ち込む以前から、日本防衛に対する米国の明白なコミットメントについて言い逃れするような態度をとるのであれば、日本の世論は米国と日本との関係を根底から危険なものと思ってしまうであろう。」

同文書は、米軍部の希望する核兵器の日本貯蔵を日本政府に同意するよう要求すれば、日米関係そのものが崩壊しかねないので、核兵器貯蔵について日本の同意を得る交渉を開始するのは困難である、とする国務省の見解を表明すべきだと述べる。核兵器の貯蔵は「性急」な要求であり、現時点において無理である、と。また、核兵器の貯蔵が認められなければ、米国の「日本防衛」へのコミットメント（関与の約束）が果たせないとする脅迫的論理は危険この上ない、と国務省は指摘する。

日本における核兵器に対する国民感情を考慮すれば、核兵器の貯蔵を認めるような交渉に日本政府が応じないであろうことは、国務省だけでなく国防省、JCSも理解していた。だが同時に、JCSは軍事的な視点から、日本に核兵器を配備する必要性を痛感していた。この軍事視点とは、米国あるいは海外の米軍基地が核攻撃を受けるような状況になった場合、日本に核兵器が配備されていなければ核兵器による反撃を準備するための時間が長くなり、その結果、米国の核抑止力の信頼性が低下する、という論理から成り立っていた。

日本政府が応じられない政治的要因を最重視する国務省。核兵器による反撃力を高めるべきだとする軍事的要因を主張するJCS。

国家安全保障を担当し、有事に備えることを存在証明とするJCSは、国務省との間隙を縫う方法を見つけださねばならなかった。それは、日本の国内政治状況とは関係なく、有効性の高い核抑止力を築くための軍事的要求

を満たす方法でなければならなかった。そしてまた、日本への核兵器の配備が実現できるような何らかの行動を、まずJCS自身が起こさなければならなかった。

それに対し、国務省にすれば、JCSの主張を理解しても、日米関係を危機に陥れるような事態を避けることが最も優先されるべきことだった。つまり、この時点で日米関係を変更するような行動は避け、いわば現状を維持することが国務省の立場であった。

この国務省の文書は、少なくとも向こう二年の間に核兵器を日本に貯蔵することに反対すべきである、と勧告している。同時に、JCSの主張である核兵器の貯蔵について「政治的に可能なときには、追求されるべき米国の重要な軍事的目的である」として、この時点におけるJCSの主張をかわそうとした。国務省の主張の根拠として、まず、一九六〇年六月に発効した日米安保体制のもとで在日米軍の「装備」の「重要な変更」については日本政府に対し協議（事前協議）すること。そして、「とりわけ (inter alia)」、「核兵器の日本持ち込み」は「装備」の「重要な変更」にあたるのが日米両政府の間で合意されていること、などを挙げている。さらに、その合意を裏づけるように「日本政府の希望に背馳するような行動をとる意図はもっていない」とアイゼンハワー大統領が公式声明を出したことを指摘している。

この文書によれば、国務省は、三月二十二日の時点で、翌日の国務・JCS会議において、JCSが提案する予定の具体案を入手していた。沖縄の嘉手納空軍基地を拠点として板付（福岡）、横田（東京）、三沢（青森）の米空軍基地との間を、嘉手納に貯蔵されていた核兵器を積載した輸送機を定期運行させる計画である。

この作戦計画のコード・ネームは、「ハイ・ギア (HIGH GEAR)」と呼ばれた。「ハイ・ギア」とは、高速運転の際のギアである。これらの基地の間を核兵器を載せた輸送機が高速運行で運び続けられれば、どの時点をとって

も、確実に核兵器が日本に常時配備されていると変わりない事態を作りだすことができる仕組みであった。

国務省がJCS（総合参謀本部）の具体案を入手した翌日の一九六二年三月二十三日。合同会議において、JCSは日本に核兵器を貯蔵することへ向けて国務省の早急な取り組みを求めることにしていた。その提案に対する国務省見解案を示す文書は、つぎのようにJCSの動きをまとめている。

核兵器貯蔵を実現する具体的な方法として、JCSはつぎの三つ案を提示する予定だという。

まず一つは、日本政府が核兵器を貯蔵することを同意するよう、国務省が正式な交渉に入ることである。JCSは、この方法が政治的に実現する可能性が乏しいこと、またその時点で望ましくないことを理解していた。

二つめは、日本への核兵器貯蔵を認める内容の「秘密の口頭了解(a secret, oral understanding)」を日本の防衛庁長官あるいは他の適当な政府高官と米政府との間で交わすことである。この取り決めは、核兵器の貯蔵について西ドイツのアデナウアー首相と米政府の間で交わしたものと同様な形をとり、万一発覚した場合には首相が否認（首相自身の関わりを否定する）できるようにするために、首相より下位のレベルで合意が交わされている。JCSは、この方法を日本政府が受け入れる可能性は高くないと判断している。

三つめは、沖縄から日本本土の米軍基地へ向けて「定期的なローテーション (a regular, rotational basis)」で核兵器を積んだ飛行機が飛び回る方法である。これが前出の「ハイ・ギア (High Gear) 作戦」計画である。この作戦計画には、核兵器を積載する飛行機として嘉手納空軍基地に配備されているC-119G輸送機を使用することになっていた。そして、核兵器積載のC-119G輸送機が二ないし三機で一つのグループを構成して日本本土にある複数の米空軍基地（板付、横田、三沢）それぞれに、別のC-119G輸送機グループが到着するまでの数日の間、駐機することとされた。

米空軍の「ハイ・ギア作戦」計画によれば、当時、嘉手納空軍基地に日本へ核兵器を輸送するための二十四時間緊急発進態勢 (alert status) の十一機のC-130が配備されていた。米空軍が日本本土に配備していた航空機は、板付にF-100戦闘機二十六機、横田にB-52爆撃機三十六機、三沢にF-100戦闘機二十五機あり、嘉手納からそれぞれの基地への飛行時間は、板付へ一時間五十分、横田へ三時間十分、三沢へ四時間十五分であった。嘉手納を二十四時間態勢のC-130が緊急発進しそれぞれの基地で核兵器を下ろして、戦闘機や爆撃機に装着して出撃態勢に至るまで時間を、板付では四時間、横田では五時間、三沢では六時間と想定していた。

つまり、核兵器が使用される状況において、日本本土に配備されていた核による攻撃力が、時間を要するために、殺がれている、という論理であり、これらの時間を短縮するために、「ハイ・ギア」作戦が必須とされたのである。この作戦計画は、東アジアにおける米の核抑止力の維持に、沖縄の嘉手納基地が重要な役割を担っていたことを明らかにしている。嘉手納基地の存在は、沖縄からの直接出撃だけでなく、日本本土の基地からの出撃を可能にしていたのである。

ともあれ、「ハイ・ギア」作戦によって、交互（ローテーション）に核積載の輸送機グループが飛んでくることになれば、結果的には、核による反撃能力に必要な最小限の核兵器が、「常時」(at all times)、日本本土のそれぞれの空軍基地に貯蔵されることになる。JCSは、この方法が米国の日本に対するコミットメント（「平時」における核兵器の持ち込みを事前に日本政府と協議すること）を明白に誤魔化すことになることを承知している。それでもなお、この方法による軍事的要求（有効性の高い核兵器による反撃能力の構築）の実現について、国務省の承認を求めていた。

そこで、以下のような対応が国務省内で勧告された。

第一点として、「政治的に可能となれば」という条件付きで、国務省は日本における核兵器の貯蔵権を獲得すべきだとするJCSの軍事的重要性を全面的に認める。

第二点として、今後「ある程度長期にわたっての間 (an indefinite period)」、核に対する日本人の一般的な嫌悪態度があるかぎり、日本政府が核の貯蔵を認める可能はきわめて少ないという事実を認めるべきである。確かに、共産中国の核実験によって日本における核の貯蔵の実現する日がやって来ることは早まるであろう。またそれによって同時に、日本国内で国防の手段としての核兵器に対する反感が高まり、いわゆる非核地帯宣言への圧力が増すことだって十分にありえる。

第三点として、「ハイ・ギア作戦」にみるJCSの計画は、これまで日米間で築き上げてきた相互の固い信頼関係に直接的な悪影響を与え、また、発覚したときのきわめて甚大な危険性を抱えており、結果として日本における全ての米軍基地を失うことになる、と批判すべきである。核兵器を扱う部隊を秘密裏に配備しても、基地の動きを監視している左翼グループが存在していることを考慮すれば、核兵器の存在が公に知られることになるだろう。さらに、核積載の航空機事故が万一起れば、事前の予防措置を取らねばならず、それは核兵器の存在を知らしめることになるなどを理由として、国務省はJCS提案の核兵器の日本配備計画に反対すべきだと指摘していた。

こうしたJCSと国務省のそれぞれ思惑のなか、三月二十三日午前十一時三十分、合同会議が開かれた。

会議には統合参謀本部議長のレムニッツァー³⁾を除く陸、海、空、海兵隊のそれぞれの最高指揮官がJCSを代表して、総勢十六名が臨んだ。国務省からは、ジョンソン国務次官代理(政治問題担当)を筆頭に八人が出席した。他に、CIA(中央情報局)から一名、国防長官室から二名、NSC(国家安全保障会議)から一名が、それぞれ参加した。国務省とJCS以外からの参加者がいたのは、軍事・政治に密接に関係する組織にも、これらの討議の内

容に共通理解をもってもらうためだっただろう。

核兵器の日本貯蔵をめぐる討議は、まずCS側からの要求説明で開始した。沖縄や韓国に貯蔵されている核兵器へのアクセス時間を短縮することにより、日本に配備している米空軍の核攻撃能力を高めるために、米軍は日本における核兵器の貯蔵権を必要としている、とデッカー陸軍参謀長は切り出した。それに対し、ジョンソンは、「近い将来において (in the foreseeable future)」、核に対する日本人の態度が変わることはないであろう、と指摘し、現在の日本政府にできることは、米軍が安定して沖縄で核兵器を貯蔵できるように柔軟な姿勢をとることではない、と断言した。国務省内で作成された勧告通りジョンソンは日本政府が日本本土に核兵器を貯蔵することを合意する可能性はないとして、JCSの提案に反対したのである。

それに対し、デッカーは、中国の核兵器開発の進展、核・非核両用のナイキ・ハーキュリーズ（自衛隊は非核弾頭のみを装着）の日本導入、核兵器の日本配備を容認する日本の軍部（自衛隊）指導者の認識などを引き合いにして、日本人の核に対する態度の変化の可能性を言及した。

さらにジョンソンは、中国の核兵器開発に対する日本人の反応を予測するのは推測の域を出ない議論 (pure guesswork) であり、敢て指摘すれば、むしろ日本における核兵器への反対が強まるであろうと、間接的に日本の核アレルギーの根深さを指摘した。そして、核兵器貯蔵について日本の軍部（自衛隊）と接近することは反響が大きければかりでなく、日米関係に緊張と困難さをもたらすだけで、その方法による成功はおぼつかない、と述べた。

ジョンソンの指摘に対しリーメイ空軍参謀長は、これまで米政府は核兵器の日本貯蔵を実現するためにどれほど構想し主張したかと疑問を投げかけた。日本の軍部（自衛隊）の間では、米軍は核兵器を持ち込んでいると信じられている。ならば、秘密の核兵器貯蔵協定を結び、核兵器を日本へ移せる、と提案した。

核兵器の貯蔵の必要性について、米国は日本の軍部（自衛隊）を教育しなければならないだろう、とジョンソンは言う。そして、これらの軍部（自衛隊）指導者たちに政府を説得する役割を果たしてもらおう、と述べた。この発言は、日本国内の動向の変化を待つしかないのだ、と指摘したかったのだろう。そして秘密協定を結ぶことについて、秘密を漏れないようにするのは困難であるとして、ジョンソンは否定的態度を取った。

それを受けて、リーメイはすでに核の模擬兵器を日本に持ち込んで訓練しているので、本物の核兵器に代えても気づかれないはずだ、と発言すらした。そこには、CSの苛立ちがよく表現されているように思う。

核貯蔵に対するジョンソンの強固な反対の姿勢を見たCSは態度を軟化させて、ゲアハート空軍中將⁽⁶⁾はつぎのように述べた。一九五三年以来、CSは日本での核兵器貯蔵を懸案事項と考えてきており、日本自身の考える防空上の軍事的必要性とあわせて検討されるべきだ、と。国務省の好意的態度を引き出そうとしたのだった。ジョンソンは、日本側との話し合いも大事だが、その前に軍部と国務省、具体的には在日米軍あるいは太平洋軍とライシャワー駐日米大使との間で協議・理解を深める必要がある、と提案した。大使といえども、その当時のライシャワーには核兵器の日本貯蔵についての軍事的要請があることは知らされていなかったからだ。

シャープ海兵隊総司令官は、日本本土の基地を戦闘への出撃基地として使用することについての日本側の「本当」の立場をジョンソンに尋ねた。ジョンソンは、出撃基地として使用することについて、日本の世論は受け入れられる方向へと向かっている、と述べた。だが、日本政府はこの件について敏感で、多分に過剰なまで敏感であるので、日本本土の基地からの戦闘出撃を認めるとの声明を公に出せない、とジョンソンは日本政府の立場を強調した。

核兵器の日本貯蔵については、駐日大使と在日米軍、太平洋軍の間での議論してもらおうことを合意事項として、討議は終わった。

核兵器を日本に貯蔵したいとする「CSの要求は、國務省の主張する「政治的要因」に阻まれて、この会議では合意に達しなかった。核兵器の日本貯蔵が「CSの長い間の懸案事項であったことは、この会議の記録から明白である。だとすれば、日本に核兵器を「常時」（あるいは平時に）持ち込まなくても、少なくとも「危機」が生じた際には、日米両政府はどう対応するのだろうか。そこに、「有事」には米軍が核兵器を持ち込めるという何らかの合意が日米両政府の間に存在するはずだと考える理由がある。

論理的に考えるならば、核兵器の「常時」配備を検討するよりも、「有事」の際における核兵器の持ち込みの方が、米軍部にとってまず最初に解決されていなければならない。実際に核兵器が登場する事態に至った場合、嘉手納からC-119輸送機で核兵器を運び、戦闘機や爆撃機に核兵器を装着して出撃態勢に至るまで時間だけだけでも四時間から六時間を要する。それに加えて、「事前協議」にて日本政府の了解をとるだけの時間余裕が果たして残されているのであろうか。しかも、核兵器を日本本土に運び込む前に、日本との協議を終えていなければならないのだ。

この問題設定を軸にして、本稿において、六〇年安保改定交渉の過程から核兵器の持ち込み（introduction）、貯蔵（storage）、通過（transit）について検証する。

（II）対立から模索

日本本土、沖縄、韓国における米極東軍（Far East Command）の削減計画が、一九五六年四月四日、極東軍・米大使館（在東京）間の協議委員会にて國務省へ伝えられた¹⁷。すでに在日米軍の削減の方向は日本国内でも

報じられていたが、その時期と規模については極東軍内部で検討されていた。

その削減計画を説明したレムニツァー⁽⁸⁾極東軍総司令官によれば、一九五六年六月三十日まで在日米軍の内、地上部隊を一個師団(第一騎兵師団)の約一万の兵力へ削減し、兵站支援部隊の約三万三千とあわせて四万三千とする。また韓国に二個師団、沖縄に陸軍戦闘支援役務部隊の七千と第三海兵師団を配備する。その結果、五万五千の戦闘および戦闘支援の部隊と四万の役務部隊、合計九万五千の兵力まで極東軍を削減する計画であった。空軍と海軍については、ほとんど手をつけられないこととされた。

極東軍の全兵力の三分の一を占める在日米軍の三万三千の兵站支援部隊は、日本、沖縄、韓国の米軍だけでなく日本の自衛隊と韓国軍を支援するのに不可欠とされていた。沖縄の米軍基地では、修理能力、膨大な貯蔵能力を持つ日本本土の兵站基地を代替することはできないとされ、在日米軍基地の兵站支援機能は高く評価されていた。レムニツァーは、極東軍をさらに削減するためには、極東地域の米海軍、米空軍への兵站支援を減らし、また米軍および同盟国への支援を行う重要な兵站基地をかなり減らさねばならないと説明した。削れるところは全部削ったので、これ以上の削減は在日米軍の全部隊が撤退するときだ、とさえ述べている。

同協議委員会においてパーソンズ公使(米大使館)は、日本本土に米軍基地を長期にわたって確保する権利について、つぎのように述べた。

英国の場合とは異なって、日本人の多くが、世界的な危機に際する基本的利害が米国と一致しているとは考えていないこと。米国や他の国から日本の独立性が冒されはしないかと気にしていること。日本の防衛のためだけに在日米軍が存在していると見ていること。日本の防衛力増強と在日米軍の削減とは代替可能だと考えていること。そして、日本政府のたてた六ヶ年防衛計画が実際に達成されたならば、在日米軍の撤退が行なわれると見ら

れていること。これらの点を考慮に入れて初めて長期的な基地権 (Base Rights) が構想される、などとパーソンズは言う。

そして、一九五二年の旧安保条約は完全な自由のもとで交渉して締結されたわけではないので、日本人は米国を公式な同盟国だと見ていない。したがって、長期的な基地権の問題は未解決のままであり、米国はその解決を迫られるだろう、とパーソンズは続けた。さらに、極東軍側は基地権の問題を旧安保条約にとって代わる相互防衛条約を交渉する際には議題とすべきだと提案し、米大使館側も同意した。

この極東軍の削減計画は、通常戦力から核戦力重視、海外基地の削減を打ち出した当時のアイゼンハワー政権のとするニュールック政策の一環として進行していた。在日米軍の削減は米国の基本戦略の変更に伴って行なわれる一方で、在日米軍基地の役割を明確にしながら日米安保の枠組みを創り出すことになった。それは同時に、信頼と相互依存に支えられる日米関係の模索へのスタートであり、沖縄の米軍基地の重要性を再確認することであった。つまり、日本本土において安定的で長期的な基地権が確保されなければ、米軍にとって自由に使える沖縄の保有し続けることであった。

当時の日本国内では、立川、小牧などの米空軍基地の拡張計画に対し地元での反対運動が起り、地元住民と警官隊との間での衝突による流血をみていた。また、当時の鳩山政権は対米関係において日本の独立性を強調する方向をとっていた。これらの動きは、在日米軍の削減を刺激し、促進する環境となっていた。また一九五四年八月から一九五五年にかけて台湾海峡をめぐる中国と台湾との間では緊張が高まっていた。日本における米軍が削減される中で、逆に米国にとっては沖縄の米軍基地の重要性が再確認されることになった。

沖縄においては、一九五二年四月二十八日に講和条約が発効した後も引き続き米民政府は基地を維持するため

に必要な法的整備にとりかかっていた。布令九十一号「軍用地の契約権」（一九五二年十一月一日）、布令一〇五号「一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日に至るまで、米国によって使用された琉球人私有地の貸借契約の締結および借地料支払の履行」（一九五三年三月二十三日）、布令一〇九号「土地収用令」（一九五三年四月三日）、布告二六号「軍用地内における不動産の使用に対する補償」（一九五三年十二月五日）などを発布して米民政府は、既存の基地や新規に接収を要する基地などの法的な根拠を盾に、強硬な軍用地政策を展開した。それに対し沖縄の住民は、一九五三年四月三十日に「地料の一括払い反対」「適正補償、適正評価」「適正な損害賠償」そして「新規接収反対」のいわゆる「四原則」決議をおこない、「島ぐるみ闘争」へと発展した。つまり、一九五四年以降、土地を軸に米軍基地への反対運動が高まる一方で、沖縄の軍事的価値もまた再確認されていった。まさに、米軍にとって、沖縄住民の要求をかわしつつ安定的な沖縄の長期保有に向けての措置が最優先事項となっていた。

(一)

一九五二年の安保条約から新たな相互安全保障条約の必要性を説く「日本の防衛」と題した報告書⁽⁹⁾が、一九五六年九月二十四日、東京の米大使館からワシントンD.C.の国務省へ送られた。起案をしたのは、後に沖縄返還交渉において国務省の中心的人物として活躍するリチャード・D・スナイダー⁽¹⁰⁾であった。この十ページの報告書は、スナイダー個人の見解ではなく、駐在武官や極東軍に非公式ながらコメントを受けた大使館全体の見解として送られている。その意味では、当時の米政府の日本理解を助ける認識の形成を促したと思われる。

報告書ではまず、保守合同の結果生まれた自民党と左右両派が統一された社会党にとって再軍備は微妙な問題

であった、と述べる。両党とも再軍備について確固とした立場ではなく、むしろ曖昧な政策を追求し、責任ある立場にいる日本人のなかで軍部の復活を個人的に否定するのは極めて少ない、と日本政治の特徴を指摘した。政治家が再軍備を公けに言い出せない理由としては、つぎの4点を挙げた。（一）国民が軍部の再興は自由が失われていく第一歩になると恐れていること、（二）再軍備が憲法第九条に抵触すること、（三）再軍備によって軍事費の増大を求めて経済、社会の分野への予算的圧力が高まること、そして（四）国際情勢の緊張緩和に伴い軍備増強への懐疑の高まりと核兵器による抑止力への信頼の高まり、などであった。

こうした日本政治の枠組みから、この間の保守勢力は再軍備を米国からの圧力のもとで進行しているという印象を国民に与えることで満足している。また、社会党は再軍備への米国の圧力を内政干渉と捉え、それを許す保守勢力を攻撃することだけに終始している。つまり、これら両政党は米国の圧力を挙げるだけで政党としての政治的責任をうまく避け、防衛努力のための政治的論戦を国民に提供しなかった、と同報告書は批判する。そのことは防衛力を高めるのに必要な防衛庁の政治的後ろ盾の不在状態を作り出してきた、と問題を指摘した。

当時の鳩山一郎を首班とする自民党政権は、国民に誇りを回復させ、外国軍隊による日本の安全から自主防衛の路線を押し出ししながら、ソ連や韓国との関係改善に着手していた。こうした鳩山政権の自主独立路線は、米ソ間の緊張緩和、日本経済の順調な成長によって支えられていた。鳩山の「独立国家・日本」という主張は、日本から米軍を撤退させ、一九五二年の日米安保条約と行政協定の改定という日米安全保障関係の変更へと向かっていた。

同報告書は、日米関係の変更を求める鳩山政権の態度が再軍備についての国民の支持を次第に取り付けてきている、と指摘して、もう再軍備問題は与党の保守勢力の足元をすくうような政治的里標ではない、と言う。そして短期的、長期的展望とそれぞれの問題点に分けて、同報告書は分析を進めている。

短期的に見ると、第一に、政權基盤の弱さ、不安定さが長期的な防衛計画の策定や実施において影響を及ぼす。第二に、障害となる在日米軍基地に対する圧力の高まり。しかしこれは、日本の防衛力が増強されるにつれ、在日米軍の存在について明瞭な理由付けが必要となってくるので、自衛隊への施設の移管、防衛計画策定に際しての防衛庁の役割強化を図ることで対処できるだろう、と述べる。

さらに、米国は実質的には米軍の指揮下に入る自衛隊との合同司令部の設置を緊急に進めたかった。だが、それに対し、日本の指導的政治家たちはその必要性をよく理解していないばかりでなく、国家独立を強調するあまり米国の干渉とさえ思い違いをして集団的防衛の取り決めに心理的障害を作りだしている、と報告書は日本の政治家への不満を表す。

長期的には、第一に保守勢力は憲法についての態度を明確にすべきだ、と言う。保守勢力が憲法を改定すれば、国民の支持を集めて防衛力強化に乗りだせる、と。第二に、軍部に対するシビリアン・コントロール（文民統制）の確立である。

第三に、近代型の軍隊を保持するだけの経済コストをどうするのが、第一、第二の課題より重要である。経済コストの問題は、日本の兵力目標と関係があるが、当時の日本の防衛計画によれば、日本は空軍力を重点として、つぎに海軍力、そして規模の小さい陸上兵力をもつ、と述べる。兵力目標の決定には、極東地域の防衛に展開する米軍の規模が重要となる、と指摘して同報告書は、日本の長期的な防衛計画の策定の必要性を説く。

同報告書は長期的な防衛計画を推進すべき日本の政治指導者たちを高く評価していない。核兵器が登場した戦後世界において戦略的思考に支えられるべき防衛計画について、日本の指導的政治家たちは無知で純真であるし、当時の自民党幹事長であった岸信介もそのひとりだ、と手厳しい評価を下している。

さらに、日本の政治家について、米軍基地嫌い、高くつく防衛コストへの絶望感、核戦争に巻き込まれる恐怖といった情緒的要素に左右されやすいという見方をもっていた。特に西側陣営の防衛に核兵器が決定的な役割を果たしていることを見落として、核戦争の恐怖にばかり敏感になり過ぎる、と日本の政治家を批判した。

だが、日本の戦略的な地位について段階的に現実的な評価のできる政治家が増えてきている、とも指摘する。そして、日本に結束の堅い安定した保守勢力が台頭すれば、意味のある日米関係が構築できであろうと、岸や他の保守の指導者に期待を寄せている。

一方で、同報告書は米軍基地が多く日本人から歓迎されざる存在であり続けていることを忘れてはいけぬ、と警告する。現在の政策を継続すれば、いずれ日米安保が現実的な安全の基盤でないと日本が考えるときが来るであろう、と予測する。そのときに備えて、一九五二年の日米安保条約に代わる長期的な安全保障の取り決めに向かうよう日本に対して影響を及ぼさなければならぬ、と勧告する。その際、日本をアジアにおける対等なパートナー関係の同盟国として扱うべきだ、と強調していた。

つまり、この報告書は日本の保守政治家に支えられる日米関係の構築への一層の努力をすべきだと米政府へ訴えていた。特に、保守勢力を支えるためには安保条約の改定も必要だとする主張は、米政府内部では日米安保が政治的に捉えられていたことを示している。そればかりでなく、米政府は選挙に際して秘密裏に保守勢力への資金協力も行なっても保守政権維持に手を貸すことになる。

(一)

「日本との新たな出発」と題する報告書⁽¹⁾が、一九五六年九月二十一日、東京の米大使館から國務省へと送ら

れた。三十四頁にわたるこの報告書は、「日本の防衛」と並んで、日米関係の再構築を提言する内容となっていた。文字通り「新たな出発 (A Fresh Start)」という表現にその内容が集約されている。

同報告書は、当時の日米関係のあり方における日本や米国の不満、そして米国にとっての対日関係のもつ価値を述べて、「新たな出発」への必要条件として経済、政治・軍事、他の政治、核エネルギーなどの検討すべき具体的問題を挙げている。何よりも、より相互的な関係のパートナーシップに基づく強固な同盟関係としての新しい日米関係への転換を求める勧告を行っていた。

沖縄について同報告書は、つぎのように述べている。

講和条約において認められている権利（講和条約第三条に基づき沖縄を日本から切り離して米国が施政権を有する）と「沖縄に好戦的な民族主義運動が存在しない」ために、米国は沖縄への日本の残存利益や沖縄と日本との特殊な関係を考慮せずに、沖縄に関し、米国の国内問題のように自由に扱える、と同報告書は指摘する。沖縄の基地の重要性を確認し軍用地の接収を正当化したプライス勧告（米下院軍事分科委員会の調査団の報告書）もこの前提に立ち、沖縄占領直後からの一貫した対沖縄政策の前提でもあった、と言う。

米兵の血をあがなって奪い取った沖縄であり、そこに住む沖縄人はおとなく従順で日本人ではなく、また講和条約で日本から保証された沖縄統治権をもつ米国は、まさに自由に沖縄を扱える、と同報告書は米国が当然のごとく考えてきたことを明快に表現している。

しかし、過去二ヶ月の間にプライス勧告（同年六月九日にその内容が沖縄に伝えられた）に抵抗する島ぐるみ闘争が沖縄で展開した事態によって、この前提が誤りであったことが明らかになったと指摘し、米大使館が土地闘争を深刻に受け止めていたことを示している。

同報告書は、確かに「好戦的」という表現を用いて、沖縄には強力なナシヨナリズム（民族）的感情が存在することは疑えない事実なのだ、と言う。日本は沖縄を日本の一部だと見なし、沖縄人を日本人だと見ているし、また多くの沖縄人自身も自分たちは日本人だと思っている。そして、日本は残存主権を真剣に考えており、最終的には施政権が返還されると思っている。さらに、日本は沖縄問題に関し正当な利害をもっていると信じている、などと日本と沖縄とのつながりの深さを列挙して、こうした感情や信条が人工的なものもその場限りの臨時的なものでもなく、また単純な情緒的なものでもない指摘する。この感情は政府や政治的指導者たちだけでなく日本人に共有されている基本的前提である、と述べる。

こうした指摘は、政治的には土地闘争において見せた沖縄の人々のエネルギーを日本との関係に傾斜したナシヨナリズムの発露だと、米大使館は見ていたことを示している。

こうした状況の下で米国は二つの政策からひとつを選択しなければならない、と同報告書は力説する。一つは強硬な政策だ、と言う。講和条約上の権利を行使して米国の沖縄における排他的統治を継続する政策である。もう一つは、沖縄人は日本人であるとの前提に立ち、政治的には日本の一部に含まれていなくとも、日本が沖縄に特別で直接の利害をもっていることを尊重し、沖縄の施政権返還が不可避だとする政策である。

米大使館は後者を「唯一の賢い」政策だと高く評価した。現在とられている前者の「強硬」政策について、短期的には利益をもたらすが、長期的には損害が大きく対日関係の全ての面で障害を引き起こすであろう、と見ていた。それに対し、後者の政策は、必須となっている沖縄における米国の軍事的利益を長期にわたって守り、同時に日本との関係をより不可欠なものとして維持する機会を作り上げる、として後者への政策変更を勧告した。ただし、沖縄への日本の特別の利益を認めることは、米国が全面的施政権を持つかぎり米国の沖縄統治に日本政

府が介入することを意味しない、として勧告する政策の大枠を解釈していた。

そこで同報告書は、軍部による沖繩統治（米陸軍が担当）が戦時だけでなく平時にも継続されるのは実質的に植民地支配を行っていることと変わりない、と現行の統治体制を批判した。米国の沖繩統治を、軍人ではなく、ワシントンからの直接の指揮を仰ぐ命令系統にもとで文官の民政長官が高等弁務官に任せるべきだ、と同報告は勧告する。この勧告が意味することは、米国の東アジアにおける軍事的要請を満たすための沖繩統治を政治的に捉え直して、日米関係を強固にする柱に位置づけようというのだ。

すでに、ここには高等弁務官制の導入や日米協調による沖繩統治の構想が含まれていた。この報告書の持つ意味は、単に沖繩統治の政策変更だけではない。より重要なことは、米政府の内部において沖繩統治の困難性と日米関係の変更とが連動して考えられていたことである。つまり、日米の安全保障関係の軍事的な側面のみから沖繩を捉えるだけでなく、政治的、経済的な側面を含めた日米関係全体の中に沖繩を位置づけていることである。

（Ⅲ）米政府内の検討

対日関係の再検討を求める二つの報告書（「日本の防衛」「新たななる出発」）を受けて、國務省内において対日政策を再検討する勧告書が作成された。

対日関係を所轄する極東局のマーシャル・グリーン⁽¹²⁾が、一九五六年十二月十三日、「日本における米国の軍事態勢の再検討」と題する十六ページの勧告書を作成し、同局のなかで日本関係を担当する北東アジア部長のパーソンズ⁽¹⁴⁾へ送った。パーソンズの全面的同意を得た同勧告書は、十二月二十一日と十二月二十八日に極東局を

統括するシーボルト⁽¹⁵⁾國務次官補代理（極東問題担当）と駐日大使に予定されていたマッカーサー⁽¹⁶⁾（当時、米軍海外基地を見直すナシユ委員会の副委員長⁽¹⁷⁾の任にあった）宛てにそれぞれ送られた。

以上のことからわかるように、グリーン⁽¹⁷⁾の作成した勸告書は対日政策に関する当時の國務省内である程度の合意をみた見解といえた。

同勸告書の中で、グリーンは日本人はかなりの規模の在日米軍の存在を占領状態の継続であり、核戦争を含むすべての戦争に日本を巻き込む外国支配の形態の一つだと見ていると当時の対日関係において解決を求められている問題をつぎのように指摘した。日本における米国の基地政策は、法的管轄権、特権及び免責、土地取得などの米軍が駐留する他の国と同様な問題を生み出している、と米側が作り出している問題点を投げかける。一方、将来、密接な日米関係をつくる際に高いコストを払うかもしれない、また米国に対し保守勢力より好意的でない綱領を掲げる社会党人気が高まるかもしれないが、現在の政策に適切な修正を加えなくとも、米国は二年から四年の間にわたって日本に基地を確保できるだろう。この期間内であっても、在日米軍基地を使って日本の域外（outside Japanese area）への軍事行動と核兵器の配備を行う米軍の能力をかなりの程度拘束する事態が生じるかもしれない、と指摘する。

つまり、グリーン作成の文書は日本の国内政治の変動によって、在日米軍基地の安定的な自由使用が損なわれることがあり得るので、早急に日本における米国の重要な戦略的条件を満たし、そして友好的な日米関係を維持するための行動方針を策定する必要性に言及していた。

グリーン⁽¹⁷⁾の具体案は、つぎの七つであった。

まず第一に、長期的な対日政策の策定に必要な準備として、日本、沖縄、小笠原諸島における将来の最小限の

安全保障上の必要性について注意深く、現実的で、詳細の評価を行う。その際に、敵の意図、能力及び戦術、新兵器と運搬手段の能力、予算上の考慮、将来の日本の防衛能力についての見通し、政治的、心理的、経済的要因などに考慮が必要だがとくに政治的要因を重視して、評価をおこなうべきである。

第二に、第一の決定を実施する際に、日本からの急激な撤退によって惹き起こされる危険性を十分に考慮すべきである。

第三に、基地問題については日本政府側との密接な協議を行うこと。緊急事態用の施設の返還を含めて可能な限り多くの施設を自衛隊へ移管すること。基地の要員に軍人ではなく可能な限り文官を配置すること。米軍基地へ多くの関心を惹き付けにないようにすると同時に基地への反対感情を減らすように努めること。自衛隊に最新の近代的通常兵器が装備できるよう協力することによって国民の（主語）自衛隊への関心と尊重を促進すること。在日米軍基地に日米両国の国旗を掲揚することにより日米相互の利益を促進すること、などである。

第四に、国務省と国防省はより沖縄人と日本人に対して寛容な対沖縄政策になるような方法と手段を早急に工夫し実施すべきである。

第五に、米国が日本において長期的に基地を必要だと決定し、また日本側が相互防衛条約を強く求めるのであれば、条約交渉に進むべきだが、日米合同司令部の設置を認め、全面的なパートナーシップや相互に利益を得る関係が出来上がったと米国が判断するまで、公式な条約交渉に入るべきではない。

第六に、米国が日本において長期的に基地を必要としないと決定し、長期的な基地権（基地を保有する権利）によるコストが高いと現行の日米間の取り決めのままで米軍施設を保有すべきだという結論になったとしても、永続的な日米軍事同盟の関係が軍事基地関係に取って代わるべきだとの目標を掲げる日本側の利害と要望に対し

て、米国は可能な限り寛大な譲歩を行うべきである。

第七に、在日駐米大使と在日米軍司令官に対し、秘密情報を用いて太平洋の防衛や関連する政治・戦略的問題について責任ある日本側の代表と非公式に議論できるよう許可を与える。

と、米国のとるべき対日行動方針を述べた。

ここに指摘された点に基づいて、米政府内では安保条約改定交渉への検討がはじまることになった。日米関係の再検討は、日本自身の安全保障ではなく、日本における米軍基地の確保を軸としてスタートする。そして、判断の基準は政治・戦略的検討結果に適う否かにあり、日米の相互性を基盤にする関係構築にあたって適切か否かであった。

(一)

一九五七年一月七日に「我らの対日政策」⁽¹⁸⁾と題する文書が、ロバートソン国務次官補（極東問題担当）からダレス国務長官に送られた。その文書の副題は「再評価と緊急にとるべき行動の必要性」となっていた。この文書は、前年九月の東京の米大使館から国務省宛の二つの報告書、そして十二月のグリーン文書などを受けて、国務省内で対日政策の新たな展開に関する検討が最高の決定レベルに達したことを意味する。

この文書は、「議論」「行動指針の提案」「まとめ」「勧告」の四つから構成されている。

まず、議論のなかで日本をアジアの中でインド、中国（共産）と並んで主要な国と位置づけ、さらにその中で唯一日本のみが米国にとって死活的な戦略的、政治的利益をもたらすことができると述べ、そのために日米の間の長期にわたる密接な結びつきの緊急な構築を強調している。

密接な同盟国としての日本のもつ戦略的価値は高く、西太平洋における米国の戦略態勢は日本を要にして展開している、と同文書は述べる。戦略的ばかりでなく、アジア・アフリカでの紛争に非軍事的側面での協力・貢献に関する日本の役割は重要であり、一層求められるであろう、と同文書は軍事だけでなく政治、経済などの分野における日本の重要性を強調していた。

つぎに、行動指針の提案として同文書は日米安全保障関係に対する日本の不満が増大しつつあることを指摘する。一九五一年の講和会議の頃と比較すると、日本は経済復興に成功し、外交関係の樹立を通じて国際社会での地位を高めてきたことにより、国内では対米追隨の批判が増し、より一層の「独立」を求めるようになった。そして、日本の指導者たちが、穏やかな調子ながらも、安保条約の改定、在日米軍基地削減の主張を繰り返すようになったきた、と。

こうした日本の大きく変化する政治的潮流に注目すると、米国は適切な時期を見計らって日本との不可欠な調整 (adjustments) を行うイニシヤティブをとる立場に立つべきである、と勧告する。もし米国として事態を放置すれば、現時点では可能で適切な提案でもあっても、時間の経過に伴って拒絶されるかもしれないような日本の国内政治の争点へと油を注ぐことになる、と日米間の調整の緊急性を説く。

具体的には、日米関係におけるより一層の相互性 (mutuality) を模索することであり、保守政権の威信を高め、中立主義、反米的な社会党の退潮に役立つならば、日本側へのある程度の譲歩を行ってでも、適切な時期に対日政策の再調整 (readjustments) を行うべきである、と言う。緊急に対応すべき問題は戦争犯罪人、小笠原諸島、沖縄、非相互的な当時の安保条約、在日米軍基地、日中関係である。その中でも、日本において情緒的な問題である戦争犯罪人と小笠原に関しては二ないし三ヶ月以内に着手すべき問題であろう。それらをうまく解決

するならば、長期的な日米間の相互の協力が不可欠だとする友好的な雰囲気生まれる、と問題解決の優先順位を挙げる。

そして、同文書は米国がとるべき「行動指針」としてつぎの三点を提案している。

(一) 戦争犯罪人の釈放に関し、二ないし三ヵ月中に日本との間に適切な解決を見い出せるようするために、米政府内で三週間以内に合意をとりつけること。具体案として、三分の一以上の刑期を終えた者、あるいは十年以上の刑期に服した者に恩赦を与える。

(二) 小笠原の旧日本人住民のうち本土に定住できない者（少なくとも二千六百三九名）の帰島を認める。

(三) の (a)、沖繩の地位に関して、日米間では不協和音を作りだしており、最終的な解決が求められている。そのひとつの解決は、米国に与えられる長期的な基地権 (base rights) の更新を行った上で、沖繩を日本への返還することである。長期的に必要なことは、いかなる場合でも、米国の利害のみに基づいて適切な問題への返還することにある。また、暫定的措置として文民を長とする統治機構を沖繩に置くことについて、国防総省との間で検討することが望ましい。

(三) の (c)、日本との安全保障関係の再検討に関して、できれば大統領の指示のもとで、国務省と国防総省との間で、最小限の目的を決め、一方的な一九五二年の安全保障とは異なって相互性と自己利益に基づく長期的な取り決めにするための検討を行うべきである。これには、日本に対する米国のいくらかの譲歩が含まれる。もしこの結果が政治的、軍事的協力的な長期にわたる結びつきを創りだし、集団的防衛に日本が明確に責任を負う結果になれば、これらの譲歩を行うだけの価値がある。

(三) の (c)、国連や国際社会の場で日本がアジア・アフリカ諸国の指導的役割を果たす地位につくために

米国のできる支援について、国務省内で検討すべきである。

同文書は、つぎのように「まとめ」を行っている。

もちろん、米国は何もせず、持っているものにしがみついて、要求が高まるときに小出しに譲歩することもできる。だが、こうしたコースは、ある一定期間のうちに失敗に陥り、日本にある米軍基地を失うばかりでなく、日本人の気持ちから米軍基地（の受け入れ）が恒久的に疎外され、全ての面で友好と協力関係を失い、日本を中立主義的な方向に追いやるだけだろう。

最後に、同文書は、以上述べた対日政策の再検討について、特に戦争犯罪人と小笠原に関し国務長官との会議を一週間以内に持つよう「勧告」を行っている。実際、一月十六日に、ダレス、マッカーサー次期駐日大使、ロバートソン、ポリー国務次官補（政策企画担当）、パーソンズ北東アジア部長などによる会議が開かれた。

この文書の「行動指針」でとりあげられた点のうち、（一）戦争犯罪人、（二）旧日本人住民の小笠原への帰島は、解決可能としてすぐに着手された。そして、この文書は（三）の（a）沖繩の施政権返還、（b）日米安保の改定、（c）アジア・アフリカのリーダーとしての日本、などが日米関係の中で迫られる課題だと国務省が認識していたことを明かにしている。これらの認識が、対日政策の展開方向についての米国からみた議論の整理方法の枠組を形成したといえる。具体的にいうと、国務省は沖繩返還と日米安保改定が同根の問題であり、いずれかの問題解決には確実にもう一方が担保される関係として捉えることになる。

II

日本との安全保障の取り決めについての再検討が、一九五七年初めから国務省において本格化していた。同盟

の相手国である日本が信頼にたる国なのかどうか、最初の検討課題となった。同盟というのは、一方の同盟国が戦争に巻き込まれるとき他方の同盟国が一緒になって戦う関係であるから、普段から両者が相互の信頼を基礎として共に戦うことの意義、利益を見いだしていなければならぬ。もしうわべだけの同盟関係だとすれば、緊急事態が生じた場合の相互の支援が行なわれない可能性が高い。

日本との安全保障関係を議題としてロバートソン國務次官補（極東問題担当）がダレス長官に会う際に、國務省北東アジア部の準備した一九五七年一月二十四日付の文書⁽¹⁹⁾がある。それによると、当時の米国の日本に対する信頼の薄さが表現されている。この文書は、前年九月七日付の東京の米大使館から送られた「日本の防衛産業を支援するための対日政策」と題する報告書⁽²⁰⁾からの内容を抜粋して構成されていた。

たとえば、「限定戦争か地域的対立が起こった場合、現在の日本の政治的態度からすれば日本が米国に対し出撃および作戦基地として日本を使うことを許さないだろう」と指摘している。その証拠として、日本政府が米軍の飛行場の滑走路延長、演習地の提供に本気で取り組んでいないこと、日本の国民が米軍演習の反対運動を展開してきたことなどを挙げている。また、同文書は核弾頭の持ち込みを認めない日本政府への不満が米政府内に存在していたことを明らかにしている。

核・非核弾頭両用の短距離射程ミサイル『オネスト・ジョン』部隊（第一〇〇野砲大隊）が、一九五五年八月に日本（埼玉県朝霞）に配備された⁽²¹⁾。その際、日本国内では核兵器持ち込みへの反対運動が高まり、当時の重光葵外相は核弾頭を日米安保条約で持ち込める武器の範囲外との見解を表明した⁽²²⁾。これは、国会での発言であったが、米国が在日米軍基地に核弾頭を貯蔵することに対して日本政府は承認できないという最初の公式の表明となった。在日米軍基地に核兵器を配備できない事態は、米国にとって核を含む抑止力を低下させる重大な問題とさ

れていた。この『オネスト・ジョン』部隊配備の際の日本政府の対応が、核兵器の持ち込みについて米政府の対日不信を惹き起こすことになった。

さらには、同文書は「戦争に巻き込まれることを恐れる国民感情から日本政府が米軍の基地使用を拒否するかもしれない」と述べて、平時の段階から非協力的な日本政府の対応への不満の強さを指摘している。

経済的な側面についてみると、日本への原材料、食糧の供給問題は極めて深刻である、と同文書は言う。当時の日本は多くの輸送船を保有していたが、それでも日本経済を支えるとなるとより高い海上輸送能力を必要としていた。海外からの原材料に依存する日本の工業力ゆえ、「必要なだけの原材料が供給されないと」と、米国への支援に回せる工業力も減少する」と米国の安全保障から見た日本経済の弱点を指摘する。

こうした日本経済の環境があるため、「当時の政治的潮流からすると、世界規模の戦争が起こったときに日本は貿易による利益を得るために中立を選択するかもしれない」と述べる。つまり、日本が西側陣営から離反する可能性を指摘しているのだ。

まとめとして同文書は、「以上のような日本の戦略的な弱さに注目すれば、有事の際に米国の必要とする直接的、間接的な支援を求めるときに日本は信頼できる確かな支援供給国ではない」と断言し、「紛争時に過度の信頼を日本に寄せるのは危険だ」と結論づけている。もちろん、米国との同盟、依存関係が深まらなくとも、西側陣営にとって価値のある反共国家の日本に変わりはない、とも付け加えている。

同文書には、ロバートソン自身が書いたと判断されるメモが欄外に残されている。こうした問題の多くは話し合いを重ねて効果的な外交を展開すれば解決できる。米国は同盟国を必要とし、また米国の対日政策は首尾一貫していることを日本が十分に理解していない。日本の悪夢は、日本が西側陣営の急先鋒に置かれあとで突然米国

が中国を承認するような政策転換をおこなうことである、と。つまり、そのメモ書きは、米国が日本を必要としていること、一貫した対日政策を遂行すると明確に日本に伝えること、日米相互の信頼を高めることが最も重要なことだ、としている。

一九五七年以降の米国の対日政策の課題は、対日不信感を抱きながらもその原因を取り除くことであり、そのために日米の信頼関係を築く過程の相互の外交努力がもっとも大切だとの認識が、この段階に生まれてきたといえるだろう。

その相互の外交努力とは、信頼できる同盟国として日本が米国の要求に応じていくことであり、同時に、もう一方の同盟国としての米国が日本の国内事情を十二分に理解することであった。

(Ⅳ) 不安定な関係

一九五七年一月十七日付の日本の各紙は、第一面でワシントン発UPI電を掲載した⁽²⁾。それは、米国防省が原子力兵器を装備した部隊 (Atomic Task Force) を、在日米陸軍の第一騎兵師団の撤退後に配備することを検討しているとの内容であった。原爆の被害を受けた日本では、核兵器の配備計画はすぐに政治の争点となった。

その後の統報によれば、原子力機動部隊は兵員五千。歩兵、砲兵、兵站から構成され、砲兵部隊には二八〇ミリ原子砲、オネスト・ジョン・ミサイル (射程三十六キロ)、コーポラル・短距離ミサイル (射程百二十キロ)、レッドストーン・中距離ミサイル (射程二千四百キロ) などが装備されるという。そして、同盟国地上軍の支援協力を目的に同部隊を日本、沖縄、トルコ、イラン、アラスカ、西欧の六ヶ所に配備する計

画だと伝えられた。⁽²⁶⁾

この報道に対し、一月十八日に国務・国防の両省はプレス発表を出し、原子力機動部隊の日本配備計画を打ち消した。同発表は、このDPP電を「全くの推測記事だ」と否定し、「米軍部隊の配備変更に関し米政府は、従前と同様に注意深い検討と評価をおこなない、また日本政府との十分な協議を行った後に決定する⁽²⁶⁾」と述べた。

だが、一月二十三日付のワシントン発DPP電は、同年五月に予定されている石橋湛山首相の訪米の際に、日米間で同部隊の配備について話し合われる予定だと伝えた。⁽²⁷⁾そして、同電は米政府内で同部隊配備の最終決定に至っていない背景として、国防省と国務省の対立を挙げた。軍部は日本の防衛が米国の任務ならば「最も効果的で最新式の方法でその役目を果たすこと。つまり小型原子兵器を装備した部隊によってこれを行うこと」だと主張した。それに対し、国務省は「政治的、心理的な理由から、少なくとも日本に原子部隊を送ることに反対」の立場であったと報じられた。

こうした一連の報道について、東京の米大使館は一月二十六日につきの内容の電報を送っている。記事報道による問題は核兵器の日本持ち込みを否定する日本政府の声明で収まったが、日米の外交関係を複雑にしている。近く開かれる国会において、核兵器を日本へ持ち込む際に米政府は日本政府に対し実際に協議するの否かについての質問が予想されるため、日本の外務省はつぎの疑問を米側に提出してきた。

(一) 第一騎兵師団の撤退と原子力部隊の配備に関する実際の計画はどうなっているのか。(二) プレス発表の通り、全面的な協議を行う意志をもっているのか、あるいは従前のように「事前情報 (advance information)」として日本政府に提供するのか。(三) 先のプレス発表は原子兵器の貯蔵についての「事前の協議 (advance consultation)」を日本側に保証することを意味するのか(また「事前協議」prior consultation) という表現は

使われていない）。（四）原子力機動部隊の編成はどうなっているのか。

とりわけ、第三の点は日米両政府にとって深刻な問題であった。

一九五五年五月三十一日に当時の重光葵外相はアリソン駐日大使と会談した際に、「現在の在日米軍は原爆を持たない」「将来も米国は日本の承諾を得なければ原爆を日本に持ちこまない」の二点を確認したと同年六月二十七日の衆議院内閣委員会にて明らかにした。この二点が、それ以後、核兵器の持ち込みに関する当時の日米両政府の間での了解だと日本では理解されていた。

だが、重光の答弁が行なわれた当時、米大使館が秘密に外務省との間で確認したところでは、核兵器の貯蔵について事前の協議に関する相互了解は存在しなかった。

この第三目の疑問は、一九五五年の重光の答弁した日米了解なるものが存在しないことを受けて出されていた。日本の外務省によれば、国会において岸信介外相は「核兵器の持ち込みについての事前の協議に関する日米了解」の存在確認を求められるだろう、と述べたと同電報は伝えている。

さらに、同電報は、核兵器の日本への持ち込みが日本政府の決定にかかっていると報じた一月二十四日付のA電を取り上げて、つぎのように問題を難しさを指摘する。同報道の内容が米政府の公式な政策発表でないのは当然だが、これまで米政府が声明してきた以上の内容に踏み込んでおり、重光の言う日米了解は存在しないとす態度を今後も米政府が取り続けることは困難となるだろう、と。

こうした日本の外務省からの問い合わせにどう対応すればいいのか、東京の米大使館は國務省に対し訓令を仰いだ。國務省からの回答は、先の國務・国防の両省のプレス発表が推測記事を否定するものであるから、その発表についての説明や解釈を付けずにそのまま日本の国会では引用されるべきであろう、という内容であった。先

のプレス発表に多くの説明を加えることは、米政府の態度を将来拘束しかねないと国務省は判断したのであろう。特に、核兵器の日本への持ち込みについての事前の協議に関し、それ以上の言質をとられたくなかったのであろう。

こうした過程は、存在しない日米了解が日本の国内事情から生み出されて、そしてマスメディアを通して「公式な声明」へと変身し、さらに後の政権担当者から確認されることによって、実際に存在するかのようになることを物語る。こうした過程の途上で異を唱えないでいることは、米側にとって疑惑を事実的に認めたことになるはずである。だが、米政府が存在否定の声明を出すことは、日本の保守政権がこれまで国民に対し嘘をついてきたことを明白にし、自民党政権そのものを崩壊させる事態を招きかねなかった。

マッカーサー次期駐日大使の出發を控えた同年二月四日、国務省では対日政策に関する会議がダレス国務長官を含めて開かれていた。⁽²⁸⁾核兵器の持ち込みに関して、マッカーサーはつぎのように述べている。社会党と自民党の対立から日本政府が米政府に対し、核兵器の持ち込みに関して日本側との事前の協議を要求するような事態が生起するのを恐れる、と。ダレス国務長官も、現状の關係の継続を望むと述べた。だが、さらに続く九行にわたる検討過程の記録は非公開（一九九四年段階）となっており、核兵器の持ち込みに事前協議に関する国務省内での検討の詳細は不明である。

これ以降、日本との安保条約を改定していく交渉において、核の持ち込みと事前協議との關係をどのような形で合意するのが、課題として浮上することになる。

(1) To G—Mr. Johnson, G/PM—Mr. Kitchen from FE—Edward E. Rice, Subject: Nuclear Weapons Storage in Japan, March 22 1962; State—JCS Meeting, March 23, 1962: Records of State—JCS

69 Meeting, 1959-63: Lot File, 70D328, box 3; Records of State Department, RG 59; National Archives, Washington, DC.

(2) Memo from W. B. Robinson to Feary, March 22, 1962, attached to Substance of Discussions of State—Joint Chiefs of Staff Meeting, March 23, 1962; State—JSC Meeting, March 23, 1962; Records of State—JCS Meeting 1959-1963, Lot file 70D328, Box 3; Records of State Department, RG 59; National Archives, Washington, DC.

(3) Gen. Lyman L. Lemnitzer, USA, Chairman of the Joint Chiefs of Staff.

(4) Gen. George H. Decker, USA, Chief of Staff.

(5) Gen. Curtis E. Lemay, USAF, Chief of Staff.

(6) Lt. Gen. Gerhart, USAF

日米安保改定の序曲 (我部政明)

(7) Memorandum from the Acting Director of the Office Northeast Asian Affairs (Hemmendinger) to the Assistant Secretary for Far Eastern Affairs (Robertson), April 19, 1956, F. R. U. S., 1955-1957, Vol. XXIII, Pt. 1, Japan, p.171-p.173.

(8) Lyman L. Lemnitzer, USA, Commander in Chief, United Nations Command; Commander in Chief, Far East Command; and Governor of the Ryukyu Islands, June 1955 - July 1957.

(9) From American Embassy, Tokyo to The Department of State, Subject: Japanese Defense, September 24, 1956 (794.5/9-2456); Microfilm Reel #37, Records of the U.S. Department of State Relating to Internal Affairs of Japan, 1955-1959, RG 59; National Archives, Washington, DC.

(㉑) Richard L. Snyder.

(㉒) "A Fresh Start with Japan", September 21, 1956 (611.94/9-2156); Records of the State Department, US Political Relations with Japan, 1955-1959, Microfilm Roll 4, RG 59; National Archives, Washington, DC.

(㉓) Marshall Green.

(1969) 中 2 據 歐羅巴亞細亞圖・朴永敏啓
(㉔) To Sebald from Parsons, "Sub: Reconsideration of United States Military Position in Japan" December 21, 1956 (794.5/12-2156); Microfilm Reel #37, Records of the U.S. Department of State Relating to Internal Affairs of Japan, 1955-1959, RG 59; National Archives, Washington, DC.

(㉕) Howard L. Parsons.

(㉖) William J. Sebald, 1-p. 173.

(㉗) Douglas MacArthur II, Counselor of the Department of State to December 1956.

(㉘) Frank C. Nash, "United States Overseas Military Bases, Report to the President, December 1957; Overseas Bases 2; Records of Relation to State Department Participation in the Operations Coordinating Board and National Security Council, Lot file 66D95; Box 117, RG 59 1947-63; National Archives, Washington, DC.

(㉙) Memorandum from the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, Subject: Our Japan Policy: Need for a Reappraisal and Certain Immediate Actions (January 7, 1957), Foreign Relations, 1955-1957, Vol. XXIII, p.240-p.244.

- 59 (21) Memorandum from the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Parsons) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Roberson), Subject: Meeting with the Secretary on Japanese Security Arrangements, January 24, 1957 (794.5/1-2457), Foreign Relations of the United States, 1955-1957, Vol. XXIII, p.253-p.254.
- (22) Despatch from American Embassy, Tokyo to the Department of State, Subject: U. S. Policies Designed to Assist Japan's Defense Industries, September 7, 1956 (611.94/9-756) ; Records of the State Department, US Political Relations with Japan, 1955-1959, Microfilm Roll 4, RG 59; National Archives, Washington, DC.
- (23) 朝日新聞 (夕刊) 、1955年8月22日付。
- (24) 朝日新聞 (夕刊) 、1955年6月17日付。
- (25) Foreign Relations of the United States, op. cit., p.254.
- (26) 毎日新聞、1957年1月17日付け夕刊。
- (27) 毎日新聞、1957年1月19日付け夕刊。
- (28) Joint State-Defense Press Release, January 18, 1957 (794.5/1-1857) ; Records of the State Department, US Political Relations with Japan, 1955-1959, Microfilm Roll 4, RG 59; National Archives, Washington, DC. 毎日新聞、1957年1月19日付け夕刊。
- (29) 毎日新聞、1957年1月24日付け夕刊。
- (30) Memorandum of a Conversation, Department of State, Washington, February 4, 1957,

Subject: *Various Matters Relating to Japan, FRUS, 1955—57, Vol. XXIII, p. 261.*